

平成 19 年度 第 3 回行政改革推進審議会 議事録（要約）

日 時： 平成 20 年 3 月 26 日（水） 午前 10 時～12 時
場 所： 長野市役所第二庁舎 10 階 講堂
出 席 者： 長野市行政改革推進審議会委員 20 名
市出席者： 行政改革推進委員（20 名）
事務局

【主な議事】

- (1) 行政サービスの利用者の負担に関する基準のあり方（答申案）について（資料 1-1、1-2）
- （事務局）4 ページの図 1 及び別表における「水道・下水道」の位置について、行政サービスの位置付けを検討する際に、企業会計原則に基づき負担を求めていることから、負担割合という視点から法的位置付けを民間事業と同様としていた。しかし水道局に確認したところ、事業自体の実施についての市の責任という視点からは、水道法及び下水道法の趣旨では市町村に実施する義務があるとされていることから、横軸方向の市の実施義務による位置付けを修正したい。
- （委員）行政サービスの利用者の負担に関しては、税金の使いみちに関わる問題であるので、市民の理解を得られるよう、利用者の負担能力が異なること等を考慮して負担の公平性を重視するとともに、市民の健康保持、安全確保等の基礎的サービスの利用を妨げないよう配慮する必要がある。また段階的対応を含め、低所得者に配慮し、既に負担が導入されているもの、他事業に比べて負担割合の低いものに留意するよう要望する。
- （事務局）「5 個別の料金設定にあたって考慮すべき事項」に、障害者や低所得者への配慮や激変緩和等について盛り込まれており、料金設定の際に留意していきたい。
- （会長）資料 p 2 の「(2) 利用者負担の対象とするコストの範囲」にある「市は活動するための費用を税金としてあらかじめ得ており」とは、具体的にはどういう意味か。
- （事務局）市は、基本的には市民からいただいた税金で活動しており、利用料に間接経費を含めると、二重に負担をいただいてしまうことになる。
- （委員）水道・下水道が市の実施の義務性が強い右側に移動した、ということだが、今の料金には施設建設費は含まれていないのか。p 7 の図 2 の「施設建設費」では、市の義務性の強い「3」「4」の領域は、施設建設費が 0%となっているので、矛盾しているように思うが。
- （事務局）水道・下水道は法によって施設建設費も料金に含めるよう規定されているので、これに従って料金を設定している。
- （委員）現在施設建設費を含んでいる水道・下水道使用料について、今回この基準によって料金が変わる、と考えるとよろしいのか。
- （事務局）資料 p 6 にあるとおり、法令や国の基準等制度によって負担割や負担額、算定方法が定められているものは、本基準の適用対象とはしないという考え方である。「水道」「下水道」については、位

置付けを理解する上で参考として図上に示したものであり、今回の基準によって料金は変更しない。

(委員)別表に何の説明もなく、現状では水道の料金も変わるかのように見え、市民に誤解を与える。注意書きなどが必要と考える。

(事務局)誤解を与えないよう、修正したい。

(委員)別表で、「ケーブルテレビ」が表示されているが、これは民間事業ではないのか。

(事務局)戸隠・鬼無里地区のみ市が直営で運営しており、その料金のことを指す。

(委員)この点も誤解を与えると思うので、別表の事業名の修正をお願いしたい。

(会長)他に意見がなければ、指摘のあった点の修正について、正副会長及び部会長にご一任いただき、後日市長に答申したいが、よろしいか。

(委員)異議なし。

(2) 行政改革大綱実施計画の進行状況について(資料2)

(委員)意見だが、資料2 p3「母子家庭等協力員派遣事業の見直し」について、母子世帯で支援の手もなく困っている世帯もあるので、できればこの事業は継続してもらいたい。

(事務局)本事業については、利用者も少ないため、平成20年度から始まる育児支援家庭訪問事業に統合することで、その世帯の実状にあったよりよいサービスが提供できるようになると考えている。

(3) 新たな実施計画の策定について(資料3)

(委員)資料3の5ページ「文化ホール等の再編によるコスト削減」について、現状で集会施設は中核市平均を大きく上回る整備水準でありながら、市民会館を建て替え存続とする方針に至った経緯はどうであったのか。

(事務局)確かに五輪を契機に諸施設の整備が進んではいるが、収容力はあるにしてもビックハットやエムウェーブを現状の長野市民会館のような機能を持つものとは考えにくい。また市民会館は市民の文化芸術活動の拠点という意味合いを持っており、音響効果等も考慮して引き続き拠点として一定規模の施設が必要と考えている。近隣の類似施設は昭和57年建設の県民文化会館以外にはなく、存続が適当であると庁内で判断したもの。

(委員)交通の便など恵まれた立地環境であるので、市民の幅広い意見をよく聞き、汎用性の高い施設としてもらいたい。

(事務局)耐震問題のある第一庁舎についても建て替えたい考えであり、2施設併せて存続・建て替えの可否から始まって施設の規模や機能などの点について市民の意見を聞いていきたい。

(委員)資料3の10ページ「市税、使用料、保険料などの各種未収金対策における新たな効果的方策の検討」で、滞納整理機関を設けて回収に取り組んできたということだが、その進捗状況はどうか。2

点目として、効果的な回収の方策として、NHK受信料や給食費の回収等に関して効果を上げている支払い督促が有効と考えるが、これを行っていく考えはあるのか。他県の例として電話催告業務等を業者に委託することで効果を上げている自治体もあるので、それらの例も研究して進めてもらいたい。また3点目として、回収実額なり収納率なり、ゼロにするのは困難であるにしても未収金縮減の目標はあるのか。

(事務局) 滞納額の状況としては、平成16年度に悪質な案件を専門的に扱う特別滞納整理室を設置、平成16年度末に約30億円あった滞納が平成18年度末には25億円まで減少している。今後もしっかりと未収金対策を講じ、滞納額を減少させていきたい。2点目の支払い督促について、例えば市税は地方税法や国税徴収法に基づき、民事上の手続きを踏むことなく差し押さえ・公売などの滞納処分ができる。国民健康保険料や保育料も法の中で税と同じ方策をとることができることとされている。一方、市営住宅使用料や上水道料、給食費や貸付金など、根拠法令上に税に準じた滞納処分が可能な旨の規定がない場合に、支払い督促など民事上の手続きによって未収金回収を進めることとなる。本市では平成16年度から支払い督促によって市営住宅使用料の回収を進めており、16年度から18年度の3年間で15件の申し立てを行い、自主納付に結びつけたり、債権の回収に至ったりしたケースがあった。この他水道料については停水処分を行う等により対応しているが、それぞれの案件で根拠法令が異なるため、内容に応じた対策を取っていきたい。3点目、現時点では目標額は設定していないが、まずは前年度の未納額を下回ることを目指して進めていきたい。未収金は負担の公平性を欠くだけでなく、財政にも大きな影響を及ぼすため、滞納処分の強化をはじめ効果的な対策によって未収金を縮減していきたい。来年度早々に未収金対策のプロジェクトチームを立ち上げ、1年間掛けて未収金縮減と収納率向上の新たな方策を練り上げ、21年度から実施していきたい。債権回収業務の委託化及び収納率の目標設定についても、プロジェクトチームで検討していきたい。なお来年度には、県と市町村で税の徴収のあり方をどうするかという検討会を立ち上げ、協働で徴収できる効果的な体制等研究していく予定である。

(委員) 資料3の19ページ「茶臼山自然史館の新自然史館への統合」に関して、自然史館が戸隠に移転した後も動物園の一部に化石の展示スペースを設けるなどして、なぜ茶臼山に化石があるのかということの説明できるようにならないか。茶臼山動植物園は子供も多く訪れるので、ほんの一角でもいいから残してもらいたい。

(事務局) 旧自然史館の後利用については、地元要望等もあり、いまだ検討中である。

(委員) 未収金対策の説明の中で、来年度プロジェクトチームを立ち上げるといった話があったが、学校の給食費についてもそこに含まれるのか。学校の現場では給食費の徴収における教員の負担が大きいので、教員が本来業務に集中できるように給食費についても検討してもらいたい。またp12「すこやか入浴事業交付金の見直し」の改革の原因について、「各家庭への風呂の普及に伴い、高齢者の生きがい対策の目的が薄れてきている」というのは、独居の高齢者が増えている現状等から適切でないのではないかと。もう1点、p14「児童館・児童センター等の受益者負担の検討」に関連して、母親クラブに事業助成金が約20万近く出ている。クラブは市内に30近くあり、非常に大きな金額になるので、これも見直すべきではないか。最後にp14「幼児型児童館の廃止」で、「廃止後のあり方検討」とあるが、ずっと利用してきた歴史があり、利用者にとっても納得の行く後利用方法を考えてほしい。

(事務局) 給食費も含めた未収金について、現在市では各種未収金を回収する部署が分かれてしまっている。しかし滞納の状況を調査すると、同一の人物がいろいろな税や料金等を滞納しているケースもあり、来年度のプロジェクトチームではこれらの徴収体制を一つにし、複数の滞納を同時に解決できる

ような体制を検討していきたい。

すこやか入浴の関係については、もともと老人憩の家が設置されていない市街地における高齢者の交流のために実施した補助事業であるが、結果的に全市の公衆浴場に補助することとなり、事業の目的と実態が相違しているということで見直しを行うもの。また母親クラブへの補助についても、この場ではなんとも申し上げられないが、担当課に伝えていきたい。幼児型児童館については、古牧では既に検討委員会が立ち上がっているの、ここを窓口として説明をしている。川合新田でも地元で検討されているようだが、こちらにも市が入って協議していくよう、担当課に伝えたい。

(委員)資料3の15ページ「河川水路をきれいにする推進会補助金の廃止」について、目標が「住民自治協議会一括交付金の施行時に補助金を廃止する」となっているが、一括交付金はどのように交付されるものなのか。また、19ページ「公民館への指定管理者制度の導入」で、平成22年度に「指定管理者制度の一部導入」となっているが、一部ではなく一斉導入とすべきではないか。

(事務局)一括交付金については、平成22年度に市が関与している団体への補助金を一括して支給し、地域に必要な分野に充ててもらおうということで、詳細については検討中である。河川水路をきれいにする推進会への補助金は一括交付金には含まれないが、各地の住民自治協議会には環境関連の部会が設けられ、そこで一括交付金を利用して事業が進められることとなると思われるため、この機に補助金を見直そうとするもの。

公民館への指定管理者制度導入については、住民自治協議会が指定管理を希望する地区から順次導入していくこととし、導入の際は公民館運営業務を一括して各指定管理者の業務として委託する予定である。

(会長)それでは、いま各委員からいただいた意見を、それぞれの改革に結びつけていただきたいと願うところだが、新たな実施計画についてはこの案のとおり承認するというところでよろしいか。

(委員)異議なし。

(会長)現在の委員の任期は5月で切れることとなるが、委員の皆さんには非常に熱心な討議をいただき、感謝している。今後も市政に関心を持っていただき、よりよい長野市の発展のためにご尽力いただきたい。

以上